

平成26年8月16日からの大雨による災害に係る被災者生活再建支援法の適用について

平成26年8月16日からの大雨により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の市に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
丹波市 (たんばし)	8月17日	第1条 第2号 (施行令)	<u>11</u>	17	15	136	975

※ 上記数値は、8月19日 14時現在のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村）による。